

## 熊本地震被災地復興支援ボランティア活動を 事由とする追試験の申請について

病気またはやむを得ない理由のために、定期試験または学部教授会が認める臨時試験を受験できなかった場合に行われる追試験について、2017年度においては、「熊本地震被災地復興支援ボランティア活動（以下、ボランティア活動という）」を「当該試験を受験できなかった事由」として認めることとします。

ボランティア活動を事由として追試験を申請する場合は、追試験に関する通常の注意事項に加え、以下の内容に充分注意してください。

### 1) ボランティア活動を行う前に <必ず該当試験実施日より前に行うこと>

#### ① ボランティア支援室にボランティア活動の届出を行う。

ボランティア支援室（両校地）で配付している「熊本地震被災地復興支援ボランティア活動届（以下、「活動届」という）」に必要事項を記入し、活動内容（活動場所・期間）がわかる資料を添付の上、提出すること（活動届は受付印押印後にいったん返却される）。

また、その際に「追試験願」（証明書等自動発行機から発行します）にも必要事項を記載し、一緒に持参すること。

#### ② 「追試験願」を所属学部事務室または各キャンパス教務センターに提出する。

①でボランティア支援室の受付印が押された「活動届」と「追試験願」を所属学部事務室または各キャンパス教務センターに提出すること（活動届は返却される）。

### 2) ボランティア活動中 <現地で行うこと>

①活動を終了後、「活動届」にボランティア活動団体による活動期間等の証明を受けること。活動団体所定の証明書でも可。

②現地で証明を受けることができない場合、いつ証明を受けることができるか必ず確認し、ボランティア支援室へ連絡すること。

### 3) ボランティア活動後

①活動団体の証明を受けた「活動届」を速やかにボランティア支援室へ持参し、証明印を受けること。

②学生支援センターの証明印を受けた「活動届」を、所属学部事務室または各キャンパス教務センターに提出すること。提出がない場合は、追試験を無効とする。

### 4) 注意事項

①ボランティア活動団体の都合により、活動証明書の発行が後日になった場合でも追試験の受験は可能とする。ただし、追試験後に提出された活動届の内容により当該試験を受験できる状態であったと判断された場合は、受験した追試験を無効とする。

上記についてはボランティア活動をボランティア支援室に届け出る際に説明しますが、不明な点などあれば各校地ボランティア支援室、所属学部事務室または各キャンパス教務センターにお問い合わせください。